よって、同条約及び同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

アルバニア共和国	平成二十五年十二月一日
チェコ共和国	平成二十六年一月一日
チュニジア共和国	平成二十六年一月一日
カナダ	平成二十六年三月一日
ニュージーランド	平成二十六年三月一日
スロバキア共和国	平成二十六年三月一日
南アフリカ共和国	平成二十六年三月一日

二　クロアチア共和国政府は、前記の条約及び議定書の批准書を、平成二十六年二月二十八日に欧州評議会事務局長に寄託した。また、コロンビア共和国政府は、前記の条約及び議定書の批准書を、同年三月十九日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、同年六月一日にクロアチア共和国について、また、同年七月一日にコロンビア共和国について、それぞれ効力を生ずる。

（平成二十五年八月三十日付け、同年十月十八日付け、同年十一月八日付け、同年十二月六日付け、同年十二月十三日付け、平成二十六年二月二十八日付け及び同年四月四日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十六年四月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第六十四号

平成二十六年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限等を次のように定めたので、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）第四条第一項の規定により告示する。

平成二十六年四月二十三日

文部科学大臣　下村　博文

一　施行期日

平成二十六年十月三十日（木）

二　場所

（都道府県）	（試験場となる施設の名称）	（試験場となる施設の位置）
北海道	北海道庁別館	札幌市中央区北三条西七丁目
青森県	青森県教育庁	青森市新町二丁目三番一号
岩手県	岩手県立総合教育センター	花巻市北湯口第二地割八二番一
宮城県	宮城県本町分庁舎	仙台市青葉区本町三丁目六番一六号
秋田県	秋田県庁第二庁舎	秋田市山王三丁目一番一号
山形県	山形県庁	山形市松波二丁目八番一号
福島県	杉妻会館	福島市杉妻町三番四五号
茨城県	茨城県庁	水戸市笠原町九七八番六
栃木県	栃木県庁南庁舎二号館	宇都宮市塙田一丁目一番二〇号
群馬県	群馬県庁	前橋市大手町一丁目一番一号
埼玉県	埼玉県県民健康センター	さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号
千葉県	千葉県庁新都市ビル	千葉市中央区中央四丁目一三番二八号
東京都	東京都特別支援教育推進室	新宿区赤城元町一番三号
神奈川県	神奈川県立総合教育センター善行庁舎	藤沢市善行七丁目一番一号
新潟県	新潟県庁	新潟市中央区新光町四番地一
富山県	富山県庁	富山市新総曲輪一番七号
石川県	石川県庁	金沢市鞍月一丁目一番地
福井県	福井県庁	福井市大手三丁目一七番一号
山梨県	山梨県庁	甲府市丸の内一丁目六番一号
長野県	長野県庁	長野市大字南長野字幅下六九二番地の二
岐阜県	岐阜県総合教育センター	岐阜市薮田南五丁目九番一号
静岡県	静岡県教育会館	静岡市葵区駿府町一番一二号
愛知県	愛知県総合教育センター	愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾六八番地
三重県	三重県庁講堂棟	津市広明町一三番地
滋賀県	滋賀県大津合同庁舎	大津市松本一丁目二番一号
京都府	京都府教育庁	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
大阪府	大阪府立労働センターエル・おおさか	大阪市中央区北浜東三番一四号
兵庫県	兵庫県職員会館	神戸市中央区下山手通四丁目一八番二号
奈良県	奈良県立教育研究所	磯城郡田原本町秦庄二二番一
和歌山県	和歌山県立情報交流センタービッグ・ユー	田辺市新庄町三三五三の九
鳥取県	鳥取県庁	鳥取市東町一丁目二七一番地
島根県	島根県庁会議棟	松江市殿町一番地
岡山県	丸の内会館	岡山市北区内山下二丁目五番七号
広島県	広島県庁	広島市中区基町一〇番五二号
山口県	山口県庁	山口市滝町一番一号
徳島県	徳島県立総合教育センター	板野郡板野町犬伏字東谷一番地七号
香川県	香川県天神前分庁舎	高松市天神前六番一号
愛媛県	愛媛県庁	松山市一番町四丁目四番地二
高知県	高知県教育センター分館	高知市大原町一三二番地
福岡県	福岡県吉塚合同庁舎	福岡市博多区吉塚本町一三番五〇号
佐賀県	佐賀県庁	佐賀市城内一丁目一番五九号
長崎県	長崎県庁新別館	長崎市万才町三番二六号
熊本県	熊本県庁行政棟本館	熊本市中央区水前寺六丁目一八番一号
大分県	大分県庁舎別館	大分市府内町三丁目一〇番一号
宮崎県	宮崎県庁七号館	宮崎市旭一丁目三番六号
鹿児島県	鹿児島県庁行政庁舎	鹿児島市鴨池新町十番一号
沖縄県	沖縄県庁	那覇市泉崎一丁目二番二号

三　出願の期限等

（一）出願の期限

平成二十六年八月二十八日（木）から同年九月十六日（火）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）。

（二）その他

受験手続その他就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験に関する問い合わせは、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二六四三））。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うこと。

○文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省告示第一号

文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十条の規定に基づき、同令第八条の報告書の様式を次のように定めたので、告示する。

平成二十六年四月二十三日

文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則第八条の報告書の様式は、別記様式のとおりとする。